

## 平成二十五年農林水産省令第四十四号

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令

薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）第八十三条の四第一項及び第二項ただし書（同法第八十三条の五第二項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第八十三条の五第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、動物用医薬品の使用の規制に関する省令（昭和五十五年農林水産省令第四十二号）の全部を改正する省令を次のように定める。

（定義）

第一条 この省令において「動物用医薬品」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）第八十三条の二第一項に規定する動物用医薬品をいう。

2 この省令において「医薬品」とは、法第二条第一項に規定する医薬品（動物用医薬品を除く。）をいう。

3 この省令において「対象動物」とは、法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第十四条第二項第三号に規定する対象動物をいう。

（動物用医薬品の使用者が遵守すべき基準）

第二条 法第八十三条の四第一項の使用者が遵守すべき基準は、次に掲げるとおりとする。

一 別表第一から別表第三までの動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品は、それぞれ、当該動物用医薬品の種類に応じこれらの表の動物用医薬品使用対象動物の欄に掲げる動物（以下「動物用医薬品使用対象動物」という。）以外の対象動物に使用してはならないこと。

二 別表第一及び別表第二の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用するとき、それぞれ、当該動物用医薬品使用対象動物の種類に応じこれらの表の用法及び用量の欄に掲げる用法及び用量（当該動物用医薬品の成分と同一の成分を含む飼料に当該動物用医薬品を加えて使用する場合にあつては、当該用量から当該飼料が含む当該成分の量を控除した量）により使用しなければならないこと。

三 別表第一及び別表第二の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用するとき、それぞれ、当該動物用医薬品使用対象動物の種類に応じこれらの表の使用禁止期間の欄に掲げる期間は、使用してはならないこと。

四 別表第三の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用するとき、同表の使用禁止用途の欄に掲げる用途に使用してはならないこと。

（獣医師による動物用医薬品の使用に係る指示）

第三条 獣医師は、別表第三の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を使用する場合は、その診療に係る動物用医薬品使用対象動物の所有者又は管理者に対し、当該対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれがあるものの生産を防止するため、食用に供するために出荷してはならない旨を別記様式第一号の出荷禁止指示書により指示してしなければならない。

2 獣医師は、前項の出荷禁止指示書による指示に代えて、その診療に係る動物用医薬品使用対象動物の所有者又は管理者（以下この条において単に「所有者又は管理者」という。）の承諾を得て、当該出荷禁止指示書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該獣医師は、当該出荷禁止指示書による指示をしたものとみなす。

3 獣医師は、前項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該所有者又は管理者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項に規定する電磁的方法のうち獣医師が使用するもの  
二 ファイルへの記録の方式

4 前項の規定による承諾を得た獣医師は、当該所有者又は管理者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該所有者又は管理者に対し、書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該所有者又は管理者が再び同項の規定による承諾をした場合はこの限りでない。

（動物用医薬品の使用に係る帳簿の記載）

第四条 動物用医薬品の使用者は、別表第一から別表第三までの動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用したときは、次に掲げる事項を帳簿（その作成に代えて電磁的記録（法第九条の四第一項に規定する電磁的記録をいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）に記載するよう努めなければならない。

一 当該動物用医薬品の名称

二 当該動物用医薬品の用法及び用量

三 当該動物用医薬品を使用した年月日

四 当該動物用医薬品を使用した場所

五 当該動物用医薬品使用対象動物の種類、頭羽尾数及び特徴

六 別表第一又は別表第二の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を使用した場合にあつては、当該動物用医薬品使用対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するためにと殺し、若しくは水揚げし、又は出荷することができる年月日

七 別表第三の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を使用した場合にあつては、当該動物用医薬品使用対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するためにと殺し、若しくは水揚げし、又は出荷してはならない旨

（獣医師による動物用医薬品の使用の特例）

第五条 獣医師は、法第八十三条の四第二項ただし書の規定により別表第一及び別表第二の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を使用する場合は、その診療に係る対象動物の所有者又は管理者に対し、当該対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれがあるものの生産を防止するために必要とされる出荷制限期間（当該動物用医薬品を投与した後当該対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するために出荷してはならないこととされる期間をいう。以下同じ。）を別記様式第二号の出荷制限期間指示書により指示してしなければならない。こ

の場合において、これらの表の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用するときは、当該動物用医薬品使用対象動物の種類に応じこれらの表の使用禁止期間の欄に掲げる期間以上の期間を出荷制限期間として指示しなければならない。

2 獣医師は、前項の出荷制限期間指示書による指示に代えて、その診療に係る対象動物の所有者又は管理者（以下この条において単に「所有者又は管理者」という。）の承諾を得て、当該出荷制限期間指示書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該獣医師は、当該出荷制限期間指示書による指示をしたものとみなす。

3 獣医師は、前項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該所有者又は管理者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項に規定する電磁的方法のうち獣医師が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

4 前項の規定による承諾を得た獣医師は、当該所有者又は管理者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があったときは、当該所有者又は管理者に対し、書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該所有者又は管理者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（医薬品の使用者が遵守すべき基準）

第六条 法第八十三条の五第一項の使用者が遵守すべき基準は、次に掲げるとおりとする。

一 別表第四の医薬品の欄に掲げる医薬品は、当該医薬品の種類に応じ同表の医薬品使用対象動物の欄に掲げる動物（以下「医薬品使用対象動物」という。）以外の対象動物に使用してはならないこと。

二 別表第四の医薬品の欄に掲げる医薬品を医薬品使用対象動物に使用するとき、同表の使用禁止用途の欄に掲げる用途に使用してはならないこと。

（獣医師による医薬品の使用に係る指示）

第七条 獣医師は、別表第四の医薬品の欄に掲げる医薬品を使用する場合は、その診療に係る医薬品使用対象動物の所有者又は管理者に対し、当該対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれがあるものの生産を防止するため、食用に供するために出荷してはならない旨を別記様式第一号の出荷禁止指示書により指示してしなければならない。

2 獣医師は、前項の出荷禁止指示書による指示に代えて、その診療に係る動物用医薬品使用対象動物の所有者又は管理者（以下この条において単に「所有者又は管理者」という。）の承諾を得て、当該出荷禁止指示書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該獣医師は、当該出荷禁止指示書による指示をしたものとみなす。

3 獣医師は、前項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該所有者又は管理者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項に規定する電磁的方法のうち獣医師が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

4 前項の規定による承諾を得た獣医師は、当該所有者又は管理者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があったときは、当該所有者又は管理者に対し、書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該所有者又は管理者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（医薬品の使用に係る帳簿の記載）

第八条 医薬品の使用者は、別表第四の医薬品の欄に掲げる医薬品を医薬品使用対象動物に使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載するよう努めなければならない。

- 一 当該医薬品の名称
- 二 当該医薬品の用法及び用量
- 三 当該医薬品を使用した年月日
- 四 当該医薬品を使用した場所
- 五 当該医薬品使用対象動物の種類、頭羽尾数及び特徴
- 六 当該医薬品使用対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するためにと殺し、若しくは水揚げし、又は出荷してはならない旨

別表第1（第2条、第4条及び第5条関係）

動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
アセトアミノフェンを有効成分とする飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり30mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前1日間
アセトアミノフェンを有効成分とする飼料添加剤	豚	体重1kg当たり15mg以下の量を1日2回以下飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前1日間
硫酸アプラーマイシンを有効成分とする飼料添加剤	豚（生後4月を超え るものを除く。）	飼料1t当たり100g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
硫酸アプラーマイシンを有効成分とする飼料添加剤	豚（生後4月を超え るものを除く。）	1日量として体重1kg当たり12.5mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間

アミトラズを有効成分とする懸垂剤	蜜蜂（採蜜しているものを除く。）	蜜蜂の巣板4枚当たり0.5g以下の量を巣箱内に懸垂すること。	—
アモキシシリンを有効成分とする飼料添加剤	牛（生後5月を超えるものを除く。） 豚 鶏（産卵鶏を除く。） すずき目魚類	1日量として体重1kg当たり10mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。 1日量として体重1kg当たり10mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。 1日量として体重1kg当たり50mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。 1日量として体重1kg当たり40mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前10日間 食用に供するためにと殺する前5日間 食用に供するためにと殺する前5日間 食用に供するために水揚げする前5日間
アモキシシリンを有効成分とする飼料添加剤	牛（生後5月を超えるものを除く。） 豚 鶏（産卵鶏を除く。） すずき目魚類	1日量として体重1kg当たり10mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。 1日量として体重1kg当たり10mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。 1日量として体重1kg当たり50mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。 1日量として体重1kg当たり15mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前10日間 食用に供するためにと殺する前5日間 食用に供するためにと殺する前5日間 食用に供するためにと殺する前35日間
アモキシシリンを有効成分とする注射剤	牛（搾乳牛を除く。） 豚	1日量として体重1kg当たり15mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。 1日量として体重1kg当たり15mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前35日間 食用に供するためにと殺する前28日間
アルベンダゾールを有効成分とする飼料添加剤	すずき目魚類	1日量として体重1kg当たり40mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前14日間
安息香酸ピコザマイシンを有効成分とする飼料添加剤	豚	飼料1t当たり50g（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
安息香酸ピコザマイシンを有効成分とする飼料添加剤	すずき目魚類	1日量として体重1kg当たり10mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前27日間
安息香酸ピコザマイシンを有効成分とする飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり2.5mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
安息香酸ピコザマイシンを有効成分とする飼料添加剤	牛（生後6月を超えるものを除く。） 豚	1日量として体重1kg当たり24mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。 1日量として体重1kg当たり24mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間 食用に供するためにと殺する前5日間
安息香酸ピコザマイシンを有効成分とする飼料添加剤	鶏	1日量として体重1kg当たり40mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前2日間
安息香酸ピコザマイシンを有効成分とする飼料添加剤	すずき目魚類	1日量として体重1kg当たり20mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前5日間
アンピシリンを有効成分とする飼料添加剤	牛（生後6月を超えるものを除く。） 豚	1日量として体重1kg当たり24mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。 1日量として体重1kg当たり24mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間 食用に供するためにと殺する前5日間
アンピシリンを有効成分とする飼料添加剤	鶏	1日量として体重1kg当たり24mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
アンピシリンを有効成分とする飼料添加剤	すずき目魚類	1日量として体重1kg当たり40mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前2日間
アンピシリンを有効成分とする強制経口投与剤	牛（生後6月を超えるものを除く。）	1日量として体重1kg当たり24mg（力価）以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間

アンピシリンを有効成分とする注射剤（懸濁油性剤を除く。）	豚	豚	1日量として体重1kg当たり200mg（力価）以下の量を皮下又は筋肉内に注射すること。	食用に供するために殺する前28日間又は食用に供するために搾乳する前72時間
アンピシリンを有効成分とする注射剤（懸濁油性剤）	豚	豚	1日量として体重1kg当たり200mg（力価）以下の量を皮下又は筋肉内に注射すること。	食用に供するために殺する前49日間
アンピシリンナトリウムを有効成分とする注射剤（別表第2に掲げるものを除く。）	牛	牛（生後6月を超え るものを除く。）	1日量として体重1kg当たり8mg（力価）以下の量を静脈内に注射すること。	食用に供するために殺する前3日間又は食用に供するために搾乳する前72時間
アンピシリンを有効成分とする子宮・膈内投与剤	牛	牛	1日量として1頭当たり500mg（力価）以下の量を子宮内に投与すること。	食用に供するために殺する前5日間又は食用に供するために搾乳する前12時間
イソプロチオランを有効成分とする飼料添加剤	牛	牛	1日量として体重1kg当たり500mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために殺する前14日間又は食用に供するために搾乳する前24時間
イソプロチオランを有効成分とする強制経口投与剤	豚	豚	1日量として体重1kg当たり100mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために殺する前14日間又は食用に供するために搾乳する前24時間
イベルメクチンを有効成分とする強制経口投与剤	馬	馬	1日量として体重1kg当たり200mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するために殺する前21日間
イベルメクチンを有効成分とする注射剤	牛	牛（搾乳牛を除く。）	1日量として体重1kg当たり200mg以下の量を皮下に注射すること。	食用に供するために殺する前40日間
イベルメクチンを有効成分とする注射剤	豚	豚	1日量として体重1kg当たり300mg以下の量を皮下に注射すること。	食用に供するために殺する前35日間
イベルメクチンを有効成分とする外皮塗布剤	牛	牛（搾乳牛を除く。）	1日量として体重1kg当たり500mg以下の量を背に塗布すること。	食用に供するために殺する前37日間
エチプロストントロメタミンを有効成分とする注射剤	牛	牛	1日量として1頭当たり5.0mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するために殺する前4日間
エトキサゾールを有効成分とする外皮塗布剤	豚	豚	1日量として1頭当たり1.7mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するために殺する前3日間
エトキサゾールを有効成分とする外皮塗布剤	牛	牛（搾乳牛を除く。）	1日量として体重1kg当たり1mg以下の量を頸部から尾根部に塗布すること。	食用に供するために殺する前7日間
エトキサゾールを有効成分とする畜舎噴霧剤	鶏	鶏	1日量としてケージの底面積1m <sup>2</sup> 当たり94.5mg以下の量を鶏舎内に噴霧すること。	食用に供するために殺する前5日間
エブリノメクチンを有効成分とする外皮塗布剤	牛	牛	1日量として体重1kg当たり500mg以下の量を背に塗布すること。	食用に供するために殺する前20日間
エリスロマイシンを有効成分とする飼料添加剤	すずき目魚類	すずき目魚類	1日量として体重1kg当たり50mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前30日間
チオシアン酸エリスロマイシンを有効成分とする飼料添加剤	鶏（産卵鶏を除く。）	鶏（産卵鶏を除く。）	1日量として122mg（力価）以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するために殺する前5日間
エリスロマイシンを有効成分とする注射剤	牛（生後6月を超え るものを除く。）	牛（生後6月を超え るものを除く。）	1日量として体重1kg当たり4mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するために殺する前42日間

エリスロマイシンを有効成分とする乳房注入剤	牛（泌乳しているものに限り。）	鶏（産卵鶏を除く。）	馬（生後12月を超えらるものを除く。） 豚	1日量として体重1kg当たり4mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。 1日量として体重1kg当たり20mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。 1日量として体重1kg当たり20mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前42日間 食用に供するためにと殺する前15日間 食用に供するためにと殺する前12日間
添加剤 エンロフロキサシンを有効成分とする飲料	鶏（産卵鶏を除く。）	牛（生後3月を超えらるものを除く。）	牛（生後6月を超えらるものを除く。）	1日量として体重1kg以下の量を強制的に経口投与すること。 1日量として体重1kg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前4日間 食用に供するためにと殺する前72時間 食用に供するためにと殺する前4日間
エンロフロキサシンを有効成分とする強制経口投与剤	牛（生後3月を超えらるものを除く。）	牛（生後6月を超えらるものを除く。）	豚	1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を強制的に経口投与すること。 1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を皮下に注射すること。 1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を皮下に注射すること。 1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を皮下に注射すること。	食用に供するためにと殺する前12日間 食用に供するためにと殺する前8日間又は食用に供するためにと殺する前60時間 食用に供するためにと殺する前14日間又は食用に供するためにと殺する前60時間 食用に供するためにと殺する前14日間
エンロフロキサシンを有効成分とする注射剤であってアルギニンを含むもの（これと有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められるものを含む。）	豚	牛（搾乳牛を除く。）	牛（生後6月を超えらるものを除く。）	1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を筋肉内に注射すること。 1日量として体重1kg当たり7.5mg以下の量を皮下に注射すること。 1日量として体重1kg当たり7.5mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前14日間 食用に供するためにと殺する前14日間 食用に供するためにと殺する前12日間
オキシクロザニドを有効成分とする強制経口投与剤	牛	牛（生後6月を超えらるものを除く。）	豚	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量又は1頭当たり3.4g以下の量を強制的に経口投与すること。 飼料1t当たり400g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間又は食用に供するためにと殺する前96時間 食用に供するためにと殺する前5日間
オキシテトラサイクリンを有効成分とする飼料添加剤	豚	鶏（産卵鶏を除く。）	豚	飼料1t当たり400g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。 飼料1t当たり400g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。 飼料1t当たり400g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間 食用に供するためにと殺する前5日間 食用に供するためにと殺する前5日間
アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリンを有効成分とする飼料添加剤（別表第2に掲げるものを除く。）	豚	鶏（産卵鶏を除く。）	豚	飼料1t当たり400g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。 飼料1t当たり400g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。 飼料1t当たり400g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間 食用に供するためにと殺する前5日間 食用に供するためにと殺する前20日間
塩酸オキシテトラサイクリンを有効成分とする飼料添加剤（別表第2に掲げるものを除く。）	牛（生後6月を超えらるものを除く。）	豚	豚	飼料1t当たり400g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。 飼料1t当たり400g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。 飼料1t当たり400g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間 食用に供するためにと殺する前5日間 食用に供するためにと殺する前5日間
鶏（産卵鶏を除く。） すずき目魚類 にしん目魚類（海水中で養殖されているもの）	すずき目魚類 にしん目魚類（海水中で養殖されているもの）	すずき目魚類 にしん目魚類（海水中で養殖されているもの）	すずき目魚類 にしん目魚類（海水中で養殖されているもの）	飼料1t当たり400g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。 飼料1t当たり400g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。 飼料1t当たり400g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間 食用に供するためにと殺する前5日間 食用に供するためにと殺する前5日間

塩酸オキシテトラサイクリンを有効成分とする飼料添加剤 (懸濁水性剤を除く。)	牛(生後50日を超えるものを除く。)	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために殺する前5日間
塩酸オキシテトラサイクリンを有効成分とする飼料添加剤 (懸濁水性剤を除く。)	豚	1日量として体重1kg当たり11mg(力価)以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するために殺する前7日間
塩酸オキシテトラサイクリンを有効成分とする強制経口投与剤	豚(産卵鶏を除く。)	1日量として体重1kg当たり10mg(力価)以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するために殺する前7日間
オキシテトラサイクリン又はその塩酸塩を有効成分とする注射剤(次項に掲げるものを除く。)	牛(生後6月を超えるものを除く。)	1日量として体重1kg当たり20mg(力価)以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するために殺する前5日間
オキシテトラサイクリン又はその塩酸塩を有効成分とする注射剤(次項に掲げるものを除く。)	豚	1日量として体重1kg当たり10mg(力価)以下の量を皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注射すること。	食用に供するために殺する前14日間又は食用に供するために搾乳する前72時間
オキシテトラサイクリン又はその塩酸塩を有効成分とする注射剤(次項に掲げるものを除く。)	豚	1日量として体重1kg当たり10mg(力価)以下の量を皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注射すること。	食用に供するために殺する前17日間
オキシテトラサイクリン又はその塩酸塩を有効成分とする注射剤(次項に掲げるものを除く。)	豚	1日量として体重1kg当たり50mg(力価)以下の量を皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注射すること。	食用に供するために殺する前13日間又は食用に供する卵の産卵前15日間
オキシテトラサイクリン又はその塩酸塩を有効成分とする注射剤(次項に掲げるものを除く。)	豚	1日量として体重1kg当たり20mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するために殺する前62日間
オキシテトラサイクリン又はその塩酸塩を有効成分とする注射剤(次項に掲げるものを除く。)	豚	1日量として体重1kg当たり20mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するために殺する前30日間
オキシテトラサイクリン又はその塩酸塩を有効成分とする注射剤(次項に掲げるものを除く。)	豚	1日量として体重10kg以下の子豚にあっては、1日量として1頭当たり200mg(力価)以下の量を皮下又は筋肉内に注射すること。	食用に供するために殺する前14日間又は食用に供するために搾乳する前144時間
オキシテトラサイクリン又はその塩酸塩を有効成分とする飼料添加剤(懸濁水性剤を除く。)	豚	1日量として体重1kg当たり450mg(力価)以下の量を1日2回以下注入すること。	食用に供するために殺する前5日間



硫酸カナマイシンを有効成分とする注射剤	牛	1日量として体重1kg当たり10mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するために殺する前30日間又は食用に供するために搾乳する前36時間
硫酸カナマイシンを有効成分とする鼻腔内投与剤	豚	1日量として体重1kg当たり50mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するために殺する前14日間又は食用に供する卵の産卵前10日間
ガミスロマイシンを有効成分とする注射剤	豚（生後2月を超えものを除く。） 牛（生後13月を超える雌の乳牛（食用に供するための搾乳がされなくなったものを除く。）を除く。）	1日量として体重160mg（力価）以下の量を鼻腔内に投与すること。	食用に供するために殺する前49日間
カルバリルを有効成分とする外皮散布剤	牛（搾乳牛を除く。） 豚	1日量として体重1kg当たり6mg（力価）以下の量を皮下に注射すること。	食用に供するために殺する前13日間
カルバリルを有効成分とする外皮噴霧剤	牛（搾乳牛を除く。） 豚	1日量として1頭当たり3g以下の量を畜体に直接散布すること。 1日量として1羽当たり0.12g以下の量を畜体に直接散布すること。	食用に供するために殺する前7日間 食用に供する卵の産卵前1日間
カルベトシンを有効成分とする注射剤	牛	1日量として1頭当たり0.2mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するために殺する前3日間
キシラジンを有効成分とする注射剤	豚	1日量として1頭当たり0.2mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するために殺する前2日間又は食用に供するために搾乳する前48時間
グリカルピラミドを有効成分とする飼料添加剤（別表第2に掲げるものを除く。）	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料1t当たり60g以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するために殺する前5日間
塩酸クレンブテロールを有効成分とする強制経口投与剤	馬	体重1kg当たり0.8mg以下の量を1日2回以下強制的に経口投与すること。	食用に供するために殺する前28日間
塩酸クレンブテロールを有効成分とする注射剤	牛	1日量として1頭当たり0.3mg以下の量を静脈内に注射すること。	食用に供するために殺する前9日間又は食用に供するために搾乳する前120時間
クロプロステノール又はそのナトリウム塩を有効成分とする注射剤	牛	1日量として1頭当たり0.5mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するために殺する前7日間
d-クロプロステノールを有効成分とする注射剤	豚	1日量として1頭当たり0.175mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するために殺する前7日間
塩酸クロルテトラサイクリンを有効成分とする飼料添加剤（別表第2に掲げるものを除く。）	牛	1日量として1頭当たり0.15mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するために殺する前3日間
塩酸クロルテトラサイクリンを有効成分とする飼料添加剤	豚	1日量として1頭当たり0.075mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するために殺する前1日間
塩酸クロルテトラサイクリンを有効成分とする飼料添加剤	牛	1日量として体重1kg当たり20mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために殺する前10日間又は食用に供するために搾乳する前132時間
塩酸クロルテトラサイクリンを有効成分とする飼料添加剤	豚	飼料1t当たり440g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。 飼料1t当たり440g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するために殺する前15日間 食用に供するために殺する前7日間
塩酸クロルテトラサイクリンを有効成分とする飼料添加剤	鶏（産卵鶏を除く。） 豚（搾乳牛を除く。） 牛（搾乳牛を除く。） 鶏（産卵鶏を除く。）	1日量として体重1kg当たり20mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。 1日量として体重1kg当たり30mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。 飲水1l当たり220mg（力価）以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するために殺する前15日間 食用に供するために殺する前7日間 食用に供するために殺する前7日間



塩酸クロルテトラサイクリンを有効成分とする強制経口投与剤	豚（生後1月を超え るものを除く。）	1日量として体重1kg当たり25mg（力価）以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するために殺する前15日間
塩酸クロルテトラサイクリンを有効成分とする子宮・膣内投与剤	牛	1日量として1頭当たり500mg（力価）以下の量を子宮内に投与すること。	食用に供するために殺する前18日間又は食用に供するために搾乳する前72時間
グルコン酸クロルヘキシジンを有効成分とする浸漬剤	牛	1%以下の水溶液に搾乳後の乳頭を浸漬すること。	—
ケトプロフェンを有効成分とする注射剤（別表第2に掲げるものを除く。）	豚	1日量として体重1kg当たり3mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するために殺する前6日間
硫酸ゲンタマイシンを有効成分とする飼料添加剤	牛（生後3月を超え るものを除く。）	1日量として体重1kg当たり2mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために殺する前30日間
硫酸ゲンタマイシンを有効成分とする飲水添加剤	牛（生後3月を超え るものを除く。） 豚（生後4月を超え るものを除く。）	1日量として体重1kg当たり2mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するために殺する前30日間
硫酸ゲンタマイシンを有効成分とする強制経口投与剤	豚（生後10日を超え るものを除く。）	1日量として1頭当たり5mg（力価）以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するために殺する前14日間
硫酸コリスチンを有効成分とする飼料添加剤	豚（生後4月を超え るものを除く。）	飼料1t当たり200g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するために殺する前3日間
硫酸コリスチンを有効成分とする飲水添加剤	牛（生後6月を超え るものを除く。） 豚（生後4月を超え るものを除く。）	1日量として体重1kg当たり5mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するために殺する前3日間
酒石酸酢酸イソ吉草酸タイロシンを有効成分とする飼料添加剤	豚（産卵鶏を除く。）	飼料1t当たり50g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するために殺する前3日間
酒石酸酢酸イソ吉草酸タイロシンを有効成分とする飲水添加剤	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料1t当たり500g（力価）以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するために殺する前5日間
酢酸クロステボルを有効成分とする注射剤	豚（生後7日を超え るものを除く。）	1日量として1頭当たり10mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するために殺する前20日間
ジクラズリルを有効成分とする強制経口投与剤	牛（生後3月を超え るものを除く。）	1日量として体重1kg当たり1mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するために殺する前1日間
ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムを有効成分とする飲水添加剤	豚	飲水1l当たり100mg以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するために殺する前1日間
塩化ジデシルジメチルアンモニウムを有効成分とする飲水添加剤	鶏（産卵鶏を除く。）	飲水1l当たり100mg以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するために殺する前1日間
硫酸ジヒドロストレプトマイシンを有効成分とする注射剤（別表第2に掲げるものを除く。）	鶏	飲水1l当たり16.7mg以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するために殺する前5日間
シフルトリンを有効成分とする耳標剤	牛 鶏（産卵鶏を除く。） 豚 馬 牛	1日量として体重1kg当たり25mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。 （搾乳牛にあつては10mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。）	食用に供するために殺する前90日間又は食用に供するために搾乳する前72時間
		1日量として体重1kg当たり25mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するために殺する前60日間
		1日量として体重1kg当たり100mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するために殺する前90日間
		1日量として体重1kg当たり100mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するために殺する前90日間
		1日量として体重1kg当たり100mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するために殺する前29日間
		左右の耳介に各1.5g以下の量を装着すること。	—

臭化ブリフイニウムを有効成分とする注射剤	牛	1日量として体重1kg当たり0.2mg以下の量を静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前21日間
塩酸ジフロキサシンを有効成分とする飲水添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
シロマジンを有効成分とする飼料添加剤	鶏	飼料1t当たり5g以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前2日間
硫酸ストレプトマイシンを有効成分とする飲水添加剤	牛	1日量として体重1kg当たり30mg(力価)以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前4日間又は食用に供するために搾乳する前72時間
	豚	1日量として体重1kg当たり30mg(力価)以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前4日間
スピノサドを有効成分とする畜舎噴霧剤	鶏	1日量としてケージの底面積1m <sup>2</sup> 当たり2g以下の量を鶏舎内に噴霧すること。	食用に供するためにと殺する前2日間
エンボン酸スピラマイシンを有効成分とする飼料添加剤	すずき目魚類	1日量として体重1kg当たり40mg(力価)以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前30日間
塩酸スペクチノマイシンを有効成分とする飼料添加剤	豚	飼料1t当たり100g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
塩酸スペクチノマイシンを有効成分とする飲水添加剤	鶏(産卵鶏を除く。)	飲水1l当たり500mg(力価)以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前11日間
スルファジメトキシシン又はそのナトリウム塩を有効成分とする飼料添加剤(別表第2に掲げるものを除く。)	豚	飼料1t当たり2,000g以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
	鶏(産卵鶏を除く。)	飼料1t当たり1,000g以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
スルファジメトキシシン又はそのナトリウム塩を有効成分とする飲水添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり100mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前10日間
	鶏(産卵鶏を除く。)	飲水1l当たり500mg以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
スルファジメトキシシン又はそのナトリウム塩を有効成分とする注射剤(別表第2に掲げるものを除く。)	牛	1日量として体重1kg当たり50mg以下の量を静脈内又は静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前14日間又は食用に供するために搾乳する前120時間
	馬	1日量として体重1kg当たり30mg以下の量を静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
	豚	1日量として体重1kg当たり100mg以下の量を皮下又は筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
	豚	1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
スルファモイルダブソンを有効成分とする飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前30日間
注射剤	牛(搾乳牛を除く。)	1日量として体重1kg当たり60mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
	馬	1日量として体重1kg当たり50mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
	豚	飼料1t当たり2,000g以下の量を混じ、又は1日量として体重1kg当たり60mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
	鶏(産卵鶏を除く。)	飼料1t当たり1,000g以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
	すずき目魚類	1日量として体重1kg当たり200mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前15日間
	にしん目魚類(海水中で養殖されているもの)	1日量として体重1kg当たり100mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前30日間

スルファモノメトキシナトリウムを有効成分とする 成分とする飲水添加剤	牛 馬 豚 鶏（産卵鶏を除く。）	にしん目魚類（淡水 中で養殖されている もの。ただし、あゆ を除く。） うなぎ目魚類（うな ぎにあつては、体重 100g以下のもの 及び食用に供するた めに水揚げする前3 0日間は飼育水の交 換率が1日平均4 0%以上の条件にお かれる体重100g を超えるもの） あゆ	1日量として体重1kg 当たり150mg以下の量 を飼料に混じて経口 投与すること。 1日量として体重1kg 当たり200mg以下の 量を飼料に混じて経 口投与すること。 1日量として体重1kg 当たり100mg以下の 量を飼料に混じて経 口投与すること。	食用に供するために水 揚げする前30日間 食用に供するために水 揚げする前30日間
スルファモノメトキシ ンナトリウムを有効 成分とする	豚	にしん目魚類（淡水 中で養殖されている もの。ただし、あゆ を除く。）	1%以下の食塩水1t 当たり10kg以下の量 を溶かして薬浴する こと。	食用に供するために水 揚げする前15日間 食用に供するためにと 殺する前7日間
スルファモノメトキシ ンナトリウムを有効 成分とする	牛 馬 豚	にしん目魚類（淡水 中で養殖されている もの。ただし、あゆ を除く。）	1日量として体重1k g当たり30mg以下の 量を皮下、筋肉内、 静脈内又は腹腔内 に注射すること。 1日量として体重1k g当たり50mg以下の 量を皮下、筋肉内、 静脈内又は腹腔内 に注射すること。 1日量として体重1k g当たり100mg以下 の量を皮下、筋肉内 、静脈内又は腹腔 内に注射すること。	食用に供するためにと 殺する前28日間又 は食用に供するた めに搾乳する前72 時間 食用に供するために と殺する前10日間 食用に供するために と殺する前14日間
スルフィンゾールナ トリウムを有効成分 とする飼料添加剤	ぶり にじまず こい あゆ	1日量として体重1k g当たり200mg以下 の量を飼料に混じ て経口投与するこ と。 1日量として体重1k g当たり200mg以下 の量を飼料に混じ て経口投与するこ と。 1日量として体重1k g当たり200mg以下 の量を飼料に混じ て経口投与するこ と。 1日量として体重1k g当たり200mg以下 の量を飼料に混じ て経口投与するこ と。	食用に供するために水 揚げする前10日間 食用に供するために 水揚げする前15日 間 食用に供するために 水揚げする前10日 間 食用に供するために 水揚げする前15日 間	食用に供するためにと 殺する前3日間又 は食用に供するた めに搾乳する前72 時間
セファゾリンを有効 成分とする乳房注入 剤（次項に掲げるも のを除く。）	牛（泌乳しているも のに限る。）	1日量として搾乳後 に1分房1回当たり 450mg（力価）以下 の量を注入するこ と。	食用に供するためにと 殺する前3日間又 は食用に供するた めに搾乳する前72 時間	食用に供するためにと 殺する前3日間又 は食用に供するた めに搾乳する前72 時間

セファゾリンを有効成分とする乳房注入剤であつてカプリル酸モノグリセライドを含有するもの（これと有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められるものを含む。）	牛（泌乳しているものを除く。）	1日量として乾乳期初期に1分房1回当たり250mg（力価）以下の量を注入すること。	食用に供するためにと殺する前30日間
セファゾリンナトリウム又はその水和物を有効成分とする注射剤	牛	1日量として体重1kg当たり5mg（力価）以下の量を筋肉内又は静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前3日間又は食用に供するために搾乳する前36時間
セファロニウムを有効成分とする乳房注入剤	牛（泌乳しているものを除く。）	1日量として乾乳期初期に1分房1回当たり250mg（力価）以下の量を注入すること。	食用に供するためにと殺する前30日間
硫酸セフキノムを有効成分とする注射剤	牛	1日量として体重1kg当たり1mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前7日間又は食用に供するために搾乳する前36時間
セフチオフルを有効成分とする注射剤	豚	1日量として体重1kg当たり2mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前4日間
セフチオフルを有効成分とする注射剤	牛	1日量として体重1kg当たり6.6mg（力価）以下の量を耳根部皮下に注射すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
塩酸セフチオフルを有効成分とする注射剤	豚	1日量として体重1kg当たり1mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前12日間又は食用に供するために搾乳する前12時間
セフチオフルナトリウムを有効成分とする注射剤	豚	1日量として体重1kg当たり3mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
セフチオフルナトリウムを有効成分とする注射剤	牛	1日量として体重1kg当たり2mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前7日間又は食用に供するために搾乳する前24時間
セフロキシムナトリウムを有効成分とする乳房注入剤	牛（泌乳しているものに限り。）	搾乳後に1分房1回当たり250mg（力価）以下の量を1日2回以下注入すること。	食用に供するためにと殺する前2日間又は食用に供するために搾乳する前72時間
リン酸タイロシンを有効成分とする飼料添加剤（別表第2に掲げるものを除く。）	豚	飼料1t当たり110g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
酒石酸タイロシンを有効成分とする飲水添加剤	鶏（産卵鶏を除く。） 牛（生後3月を超え るものを除く。） 豚（生後1月を超え るものを除く。）	飼料1t当たり550g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。 1日量として1頭当たり2g（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
タイロシンを有効成分とする注射剤	鶏（産卵鶏を除く。）	飲水1l当たり250mg（力価）以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
メシル酸ダノフロキサシンを有効成分とする飲水添加剤	豚	飲水1l当たり500mg（力価）以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
メシル酸ダノフロキサシンを有効成分とする注射剤	牛	1日量として体重1kg当たり10mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前28日間又は食用に供するために搾乳する前96時間
	鶏（産卵鶏を除く。）	1日量として体重1kg当たり10mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前28日間
	豚	1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
	牛	1日量として体重1kg当たり2.5mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前6日間又は食用に供するために搾乳する前48時間
	鶏（産卵鶏を除く。）	1日量として体重1kg当たり2.5mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前25日間



トピシリンを有効成分とする飼料添加剤	すずき目魚類	1日量として体重1kg当たり100、000単位以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前4日間
トリクラベンダゾールを有効成分とする強制経口投与剤	牛（搾乳牛を除く。）	1日量として体重1kg当たり12mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前28日間
トリクロルホンを有効成分とする強制経口投与剤	牛	1日量として体重1kg当たり80mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間又は食用に供するためにと殺する前120時間
トリクロルホンを有効成分とする薬浴剤	豚	1日量として1頭当たり50mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前5日間
トリプロムサランを有効成分とする強制経口投与剤	うなぎ目魚類	水1t当たり0.3g以下の量を溶かして薬浴すること。	食用に供するために水揚げする前5日間
トルトラズリルを有効成分とする強制経口投与剤	牛（生後3月を超えるものを除く。）	1日量として体重1kg当たり30mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前6日間又は食用に供するために搾乳する前48時間
ナイカルバジン	豚（生後7日を超えるものを除く。）	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前59日間
ナナフロシン	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料1t当たり200g以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前16日間
ナフシリン	牛	1日量として100平方cm当たり0.1mg（力価）以下の量を外皮（搾乳牛の乳房を除く。）に塗布すること。	—
ナフシリンナトリウムモノハイドレートを有効成分とする乳房注入剤	牛（泌乳しているものを除く。）	1日量として搾乳後に1分房1回当たり250mg（力価）以下の量を注入すること。	食用に供するためにと殺する前14日間又は食用に供するために搾乳する前132時間
ナリジクス酸	牛（泌乳しているものを除く。）	1日量として乾乳初期に1分房1回当たり500mg（力価）以下の量を注入すること。	食用に供するためにと殺する前30日間
ニトロキシニル	牛（生後3月を超えるものを除く。）	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前9日間
ノルフロキサシン	牛（生後18月を超えるものを除く。）	1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を皮下に注射すること。	食用に供するためにと殺する前110日間
ノルフロキサシン	豚	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
ノルフロキサシン	鶏（産卵鶏を除く。）	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
塩酸バルネムリン	豚	飼料1t当たり200g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前2日間
ピコザマイシン	牛（生後3月を超えるものを除く。）	1日量として体重1kg当たり20mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
ピコザマイシン	豚（生後5月を超えるものを除く。）	1日量として体重1kg当たり20mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
ピコザマイシン	牛（生後3月を超えるものを除く。）	1日量として体重1kg当たり20mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
ピコザマイシン	豚（生後5月を超えるものを除く。）	1日量として体重1kg当たり20mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
ピコザマイシン	牛（生後3月を超えるものを除く。）	1日量として体重1kg当たり20mg（力価）以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間



フルベンダゾールを有効成分とする強制経口投与剤	馬 豚	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。 1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するために殺する前3日間 食用に供するために殺する前14日間
フルメトリンを有効成分とする外皮塗布剤	馬 豚 牛	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を強制的に経口投与すること。 1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を強制的に経口投与すること。 1日量として体重1kg当たり1mg以下の量を鼻部から尾根部に塗布すること。 1日量として体重1kg当たり1mg以下の量を背に塗布すること。	食用に供するために殺する前3日間 食用に供するために殺する前14日間 食用に供するために殺する前2日間
フルラネルを有効成分とする飲水添加剤	鶏	1日量として体重1kg当たり0.5mg以下の量を飲水に混じて経口投与すること。	食用に供するために殺する前14日間
ブレドニゾロンを有効成分とする注射剤	牛	1日量として1頭当たり200mg以下の量を皮下に注射すること。 1日量として1頭当たり100mg以下の量を関節腔内に注射すること。	食用に供するために殺する前5日間又は食用に供するために殺する前24時間は食用に供するために殺する前24時間又は食用に供するために殺する前14日間 食用に供するために殺する前14日間 食用に供するために殺する前10日間
プロチゾラムを有効成分とする注射剤	馬 豚 牛	1日量として1頭当たり200mg以下の量を皮下に注射すること。 1日量として1頭当たり150mg以下の量を関節腔内に注射すること。 1日量として1頭当たり50mg以下の量を皮下に注射すること。 1日量として体重1kg当たり2mg以下の量を静脈内に注射すること。	食用に供するために殺する前2日間又は食用に供するために殺する前12時間
プロピタンホスを有効成分とする外皮噴霧剤	牛 (搾乳牛を除く。)	0.05%以下の水溶液を1日1回以下畜体に直接噴霧すること。	食用に供するために殺する前14日間
プロムフェノホスを有効成分とする強制経口投与剤	牛 (搾乳牛を除く。)	1日量として体重1kg当たり12mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するために殺する前21日間
フロルフェニコールを有効成分とする飼料添加剤	牛 (生後3月を超え るものを除く。) 豚 すずき目魚類 にしん目魚類(淡水 中で養殖されている もの) うなぎ目魚類	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。 飼料1t当たり40g以下の量又は1日量として体重1kg当たり2mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。 1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。 1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために殺する前4日間 食用に供するために殺する前3日間 食用に供するために水揚げする前5日間 食用に供するために水揚げする前14日間
フロルフェニコールを有効成分とする飲水添加剤	豚 鶏 (産卵鶏を除く。)	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。 1日量として体重1kg当たり2mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。 1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するために殺する前7日間 食用に供するために殺する前3日間 食用に供するために殺する前5日間
フロルフェニコールを有効成分とする注射剤(次項及び別表第2に掲げるものを除く。)	牛 (搾乳牛を除く。) 豚	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を皮下に注射すること。 1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を筋肉内に注射すること。 1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するために殺する前40日間 食用に供するために殺する前30日間 食用に供するために殺する前21日間



<p>フロルフェニコールを有効成分とする注射剤であってグルコン酸マグネシウムを含有するもの（これと有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められるものを含む。）</p>	<p>牛（搾乳牛を除く。）</p>	<p>1日量として体重1kg当たり30mg以下の量を筋肉内に注射すること。</p>	<p>食用に供するために殺する前69日間</p>
<p>ペルメトリンを有効成分とする耳標剤</p>	<p>牛</p>	<p>左右の耳介に各1.5g以下の量を装着すること。</p>	<p>食用に供するために殺する前3日間又は食用に供するために搾乳する前48時間</p>
<p>ベンジルペニシリンカリウムを有効成分とする注射剤</p>	<p>牛</p>	<p>1日量として体重1kg当たり5,000単位以下の量を静脈内に注射すること。</p>	<p>食用に供するために殺する前48時間</p>
<p>ベンジルペニシリンプロカインを有効成分とする注射剤（別表第2に掲げるものを除く。）</p>	<p>牛 馬 豚</p>	<p>1日量として体重1kg当たり15,000単位以下の量を筋肉内に注射すること。 1日量として体重1kg当たり5,000単位以下の量を筋肉内に注射すること。 1日量として体重1kg当たり50,000単位以下の量を筋肉内に注射すること。</p>	<p>食用に供するために殺する前14日間又は食用に供するために搾乳する前96時間 食用に供するために殺する前14日間 食用に供するために殺する前14日間</p>
<p>ホスホマイシンカルシウムを有効成分とする飼料添加剤</p>	<p>牛（搾乳牛を除く。）</p>	<p>体重1kg当たり40mg（力価）以下の量を1日2回飼料に混じて経口投与すること。</p>	<p>食用に供するために殺する前7日間</p>
<p>ホスホマイシンカルシウムを有効成分とする飲水添加剤</p>	<p>牛（搾乳牛を除く。）</p>	<p>体重1kg当たり40mg（力価）以下の量を1日2回飲水に混じて経口投与すること。</p>	<p>食用に供するために殺する前7日間</p>
<p>ホスホマイシンナトリウムを有効成分とする注射剤</p>	<p>牛</p>	<p>1日量として体重1kg当たり20mg（力価）以下の量を静脈内に注射すること。</p>	<p>食用に供するために殺する前5日間又は食用に供するために搾乳する前48時間</p>
<p>ポリスチレンスルホン酸オレアンドマイシンを有効成分とする飼料添加剤</p>	<p>すずき目魚類</p>	<p>1日量として体重1kg当たり25mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。</p>	<p>食用に供するために水揚げする前30日間</p>
<p>マホブラジン</p>	<p>豚</p>	<p>1日量として体重1kg当たり0.5mg以下の量を筋肉内に注射すること。</p>	<p>食用に供するために殺する前1日間</p>
<p>マルボフロキサシンを有効成分とする注射剤（1mL当たりマルボフロキサシン100mg以下を含有するものに限る。）</p>	<p>牛</p>	<p>1日量として体重1kg当たり2mg以下の量を筋肉内又は静脈内に注射すること。</p>	<p>食用に供するために殺する前4日間又は食用に供するために搾乳する前48時間</p>
<p>マルボフロキサシンを有効成分とする注射剤（前項に掲げるものを除く。）</p>	<p>豚</p>	<p>1日量として体重1kg当たり2mg以下の量を筋肉内に注射すること。</p>	<p>食用に供するために殺する前4日間</p>
<p>ミロキサシンを有効成分とする飼料添加剤</p>	<p>豚</p>	<p>1日量として体重1kg当たり8mg以下の量を筋肉内に注射すること。</p>	<p>食用に供するために殺する前8日間 食用に供するために水揚げする前20日間</p>
<p>ミロキサシンを有効成分とする飼料添加剤</p>	<p>豚</p>	<p>うなぎ目魚類（うなぎにあつては、体重100g以下のもの及び食用に供するために水揚げする前20日間は飼育水の交換率が1日平均40%以上の条件におかれる体重100gを超えるもの）</p>	<p>食用に供するために殺する前7日間 食用に供するために殺する前5日間</p>

ミロサマイシンを有効成分とする飲水添加剤	豚	7日量として蜜蜂の育児箱1箱当たり75mg(力価)以下の量を飼料に混じて250gとしたものを経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間 産する前14日間
ミロサマイシンを有効成分とする注射剤	豚(産卵鶏を除く。)	1日量として体重1kg当たり4mg(力価)以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
メシリナムを有効成分とする注射剤	豚(生後4月を超え るものを除く。)	1日量として体重1kg当たり5mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前25日間
メタスルホ安息香酸デキサメタゾンナトリウムを有効成分とする注射剤	豚	1日量として体重1kg当たり5mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前48時間
メトクロプラミドを有効成分とする強制経口投与剤	牛	1日量として1頭当たりデキサメタゾンとして10mg以下の量を静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前3日間又は
塩酸メトクロプラミドを有効成分とする注射剤	牛	1日量として1頭当たりデキサメタゾンとして10mg以下の量を皮下に注射すること。	食用に供するためにと殺する前60時間
メロキシカムを有効成分とする注射剤	牛	1日量として1頭当たりデキサメタゾンとして5mg以下の量を皮下又は静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
メンブトンを有効成分とする強制経口投与剤	豚(生後4月を超え るものを除く。)	1日量として体重1kg当たり0.8mg以下の量を1日2回以下強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間又は
メンブトンを有効成分とする注射剤	豚(生後4月を超え るものを除く。)	1日量として体重1kg当たり0.4mg以下の量を1日2回以下皮下、筋肉内又は静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前72時間
メンブトンを有効成分とする注射剤	豚(生後2月を超え るものを除く。)	1日量として体重1kg当たり0.5mg以下の量を1日2回以下皮下、筋肉内又は静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前48時間
モキシデクチンを有効成分とする外皮塗布剤	牛	1日量として体重1kg当たり0.5mg以下の量を皮下に注射すること。	食用に供するためにと殺する前18日間又は
クエン酸モサブリドを有効成分とする強制経口投与剤	牛	1日量として体重1kg当たり30mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前132時間
酒石酸モランテルを有効成分とする飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
酒石酸モランテルを有効成分とする飲水添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前25日間又は
塩酸リンコマイシンを有効成分とする飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり500mg以下の量を背に塗布すること。	食用に供するためにと殺する前6日間
	豚	1日量として体重1kg当たり2mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前1日間
	豚	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前2日間
	豚	1日量として体重1kg当たり15mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
	豚	1日量として体重1kg当たり15mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
	豚	飼料1t当たり110g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前4日間



動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
アンピシリンナトリウム及びクロキサシリンナトリウムを有効成分とする配合剤たる注射剤	牛	1日量として体重1kg当たりアンピシリン6mg(力価)以下及びクロキサシリン6mg(力価)以下の量を静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前3日間又は食用に供するために搾乳する前72時間
アンプロリウム及びビエトパベートを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	鶏(産卵鶏を除く)	飼料1t当たりアンプロリウム250g以下及びビエトパベート16g以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
イベルメクチン及びブラジクアンテルを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	馬	1日量として体重1kg当たりイベルメクチン200mg以下及びブラジクアンテル1.5mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前35日間
イベルメクチン及びブラジクアンテルを有効成分とする配合剤たる強制経口投与剤(次項に掲げるものを除く。)	馬	1日量として体重1kg当たりイベルメクチン200mg以下及びブラジクアンテル1.5mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前35日間
アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン及び硫酸フラジオマイシンを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	豚	飼料1t当たりアルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン230g(力価)以下及び硫酸フラジオマイシン175g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前10日間
塩酸オキシテトラサイクリン及び硫酸フラジオマイシンを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	鶏(産卵鶏を除く)	飼料1t当たりアルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン184g(力価)以下及び硫酸フラジオマイシン140g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
塩酸オキシテトラサイクリン及び硫酸フラジオマイシンを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	豚(産後4月を超えてるものを除く。)	飼料1t当たり塩酸オキシテトラサイクリン250g(力価)以下及び硫酸フラジオマイシン175g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前10日間
塩酸オキシテトラサイクリン及び硫酸フラジオマイシンを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	豚(産後4月を超えてるものを除く。)	飼料1t当たり塩酸オキシテトラサイクリン250g(力価)以下及び硫酸フラジオマイシン175g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前10日間
鶏(産卵鶏を除く)	1日量として体重1kg当たり塩酸オキシテトラサイクリン5.5mg(力価)以下及び硫酸フラジオマイシン3.85mg(力価)以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。 飲水1l当たり塩酸オキシテトラサイクリン220mg(力価)以下及び硫酸フラジオマイシン154mg(力価)以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間	

別表第2(第2条、第4条及び第5条関係)

動物用医薬品

動物用医薬品使用

用法及び用量

使用禁止期間

12 「乳房注入剤」とは、乳房内に注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。

13 「浸漬剤」とは、容器内において浸漬する方法により投与する動物用医薬品をいう。

14 「耳標剤」とは、耳介に装着する方法により投与する動物用医薬品をいう。

15 「懸垂剤」とは、単箱内において懸垂する方法により投与する動物用医薬品をいう。

16 「畜舎噴霧剤」とは、畜舎(鶏舎を含む。)内に噴霧する方法により使用する動物用医薬品をいう。

17 「点眼剤」とは、眼に滴下する方法により投与する動物用医薬品をいう。

18 「蒸散剤」とは、単箱内に設置し、蒸散させる方法により投与する動物用医薬品をいう。

19 「搾乳牛」とは、食用に供するために出荷する乳を泌乳している牛をいう。

20 「産卵鶏」とは、食用に供するために出荷する卵を産卵している鶏をいう。

硫酸カナマイシン及びベンジルペニシリンプロカインを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	豚	飼料1t当たり硫酸カナマイシン180g(力価)以下及びベンジルペニシリンプロカイン60,000,000単位以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
硫酸カナマイシン及びベンジルペニシリンプロカインを有効成分とする配合剤たる乳房注入剤	牛(泌乳しているものに限る。)	飼料1t当たり硫酸カナマイシン270g(力価)以下及びベンジルペニシリンプロカイン300mg(力価)以下及びベンジルペニシリンプロカイン300mg(力価)以下を注入すること。	食用に供するためにと殺する前12日間
グリカルピラミド及びスルファジメトキシンを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	鶏(産卵鶏を除く)	飼料1t当たりグリカルピラミド60g以下及びスルファジメトキシシン1kg以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
グリカルピラミド及びジニトルミドを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	鶏(産卵鶏を除く)	飼料1t当たりグリカルピラミド60g以下及びジニトルミド125g以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
塩酸クロルテトラサイクリン及びスルファジミジンを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	豚(生後4月を超えるものを除く。)	飼料1t当たり塩酸クロルテトラサイクリン200g(力価)以下及びスルファジミジン200g以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前15日間
ケトプロフェン及びツラスロマイシンを有効成分とする配合剤たる注射剤	牛(生後13月を超える雌の乳牛(食用に供するための搾乳がされなくなったものを除く。))	1日量として体重1kg当たりケトプロフェン3mg以下及びツラスロマイシン2.5mg(力価)以下の量を皮下に注射すること。	食用に供するためにと殺する前24日間
ジアベリジン及びスルファキノキサリンを有効成分とする配合剤たる飲水添加剤	鶏(産卵鶏を除く)	飲水1l当たりジアベリジン19.2mg以下及びスルファキノキサリン76.8mg以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
硫酸ジヒドロストレプトマイシン及びベンジルペニシリンプロカインを有効成分とする配合剤たる子宮・膈内投与剤	牛	1日量として1頭当たり硫酸ジヒドロストレプトマイシン400mg(力価)以下及びベンジルペニシリンプロカイン400,000単位以下の量を子宮内に投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間又は食用に供するために搾乳する前24時間
硫酸ジヒドロストレプトマイシン及びベンジルペニシリンプロカインを有効成分とする配合剤たる乳房注入剤	牛(泌乳しているものに限る。)	1日量として搾乳後に1分房1回当たり硫酸ジヒドロストレプトマイシン300mg(力価)以下及びベンジルペニシリンプロカイン300,000単位以下の量を注入すること。	食用に供するためにと殺する前11日間又は食用に供するために搾乳する前96時間
硫酸ストレプトマイシン及びベンジルペニシリンプロカインを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	豚	1日量として乾乳期初期に1分房1回当たり硫酸ジヒドロストレプトマイシン1g(力価)以下及びベンジルペニシリンプロカイン1,000,000単位以下の量を注入すること。	食用に供するためにと殺する前50日間
スルファクロルピリダジン及びトリメトプリムを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	豚(生後4月を超えるものを除く。)	飼料1t当たり硫酸ストレプトマイシン270g(力価)以下及びベンジルペニシリンプロカイン90,000,000単位以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前12日間
	鶏(産卵鶏を除く)	飼料1t当たり硫酸ストレプトマイシン180g(力価)以下及びベンジルペニシリンプロカイン60,000,000単位以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
	豚	1日量として体重1kg当たりスルファクロルピリダジン20mg以下及びトリメトプリム4mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間

スルファジメトキシシン及びトリメトプリムを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	豚（生後4月を超えるものを除く。）	1日量として体重1kg当たりスルファジメトキシシン36mg以下及びトリメトプリム4mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前12日間
スルファジメトキシシン及びトリメトプリムを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料1t当たりスルファジメトキシシン504g以下及びトリメトプリム56g以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
スルファジメトキシシン及びトリメトプリムを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	豚（産卵鶏を除く。）	飼料1t当たりスルファジメトキシシン270mg以下及びトリメトプリム30mg以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前12日間
スルファジメトキシシン及びトリメトプリムを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料1t当たりスルファジメトキシシン10g以下及びピリメタミン1g以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
スルファジメトキシシン及びピリメタミンを有効成分とする配合剤たる注射剤	豚	1日量として体重1kg当たりスルファジメトキシシン20mg以下及びピリメタミン2mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
スルファドキシシン及びトリメトプリムを有効成分とする配合剤たる注射剤	豚（生後4月を超えるものを除く。）	1日量として体重1kg当たりスルファドキシシン40mg以下及びトリメトプリム8mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前10日間
スルファメトキサゾール及びトリメトプリムを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	豚（生後4月を超えるものを除く。）	飼料1t当たりスルファメトキサゾール333.33g以下及びトリメトプリム66.67g以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
スルファメトキサゾール及びトリメトプリムを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料1t当たりスルファメトキサゾール333.33g以下及びトリメトプリム66.67g以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
スルファメトキサゾール及びトリメトプリムを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	豚（生後4月を超えるものを除く。）	1日量として体重1kg当たりスルファメトキサゾール20.825mg以下及びトリメトプリム4.175mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
スルファメトキサゾール及びトリメトプリムを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	豚	飼料1t当たりスルファメトキサゾール180g以下及びオルメトプリム60g以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
スルファメトキサゾール及びトリメトプリムを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料1t当たりスルファメトキサゾール300g以下及びオルメトプリム100g以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
スルファメトキサゾール及びトリメトプリムを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	うなぎ目魚類（うなぎにあつては、体重100g以下のもの及び食用に供するために水揚げする前37日間）	1日量として体重1kg当たりスルファメトキサゾール15mg以下及びオルメトプリム5mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前15日間
スルファモノメトキシシン及びオルメトプリムを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当たりスルファモノメトキシシン15mg以下及びオルメトプリム5mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
スルファモノメトキシシン及びオルメトプリムを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	鶏（産卵鶏を除く。）	g以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
スルファモノメトキシシン及びオルメトプリムを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料1t当たりスルファモノメトキシシン225mg以下及びオルメトプリム75mg以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
スルファモノメトキシシン及びオルメトプリムを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	牛（搾乳牛を除く。）	1日量として体重1kg当たりスルファモノメトキシシン15mg以下及びオルメトプリム5mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
スルファモノメトキシシン及びピリメタミンを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料1t当たりスルファモノメトキシシン5g以下及びピリメタミン1g以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間

リン酸タイロシン及びスルファジミジンを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	豚（生後4月を超え るものを除く。）	飼料1t当たりリン酸タイロシン100g（力価）以下及びスルファジミジン100g以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前15日間
鉄及びトルトラズリルを有効成分とする配合剤たる注射剤	豚（生後3日を超え るものを除く。）	1日量として体重1kg当たり鉄100mg以下及びトルトラズリル20mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前56日間
フロルフェニコール及びフルニキシシメグルミンを有効成分とする配合剤たる注射剤	牛（搾乳牛を除く。）	1日量として体重1kg当たりフロルフェニコール40mg以下及びフルニキシシメグルミン以下の量を皮下に注射すること。	食用に供するためにと殺する前45日間
ベンジルペニシリンプロカイン及びベンジルペニシリンベネタミンを有効成分とする配合剤たる注射剤	牛	1日量として体重1kg当たりベンジルペニシリンプロカイン7,500単位以下及びベンジルペニシリンベネタミン7,500単位以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前21日間又は食用に供するために搾乳する前132時間
	豚	1日量として体重1kg当たりベンジルペニシリンプロカイン15,000単位以下及びベンジルペニシリンベネタミン15,000単位以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前14日間

注

- 「配合剤」とは、2種類以上の有効成分を配合する動物用医薬品をいう。
- 「飼料添加剤」とは、飼料に添加し、混和し、又は浸潤して投与する動物用医薬品をいう。
- 「飲水添加剤」とは、飲水に添加し、又は混和して投与する動物用医薬品をいう。
- 「強制経口投与剤」とは、注射器、胃カテーテル等の器具を用いて強制的に経口投与する動物用医薬品をいう。
- 「注射剤」とは、皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 「子宮・膈内投与剤」とは、子宮内若しくは膈内に注入し、又は挿入する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 「乳房注入剤」とは、乳房に注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 「搾乳牛」とは、食用に供するために出荷する乳を泌乳している牛をいう。
- 「産卵鶏」とは、食用に供するために出荷する卵を産卵している鶏をいう。

別表第3（第2条から第4条まで関係）

動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	使用禁止用途
クロラムフェニコールを有効成分とするもの	対象動物	食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用
ニトロフランゾン	対象動物	食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用
ニフルスチレン酸ナトリウム	対象動物	食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用
マラカイトグリーン	対象動物	食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用
メトロニダゾール	対象動物	食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用

別表第4（第6条から第8条まで関係）

医薬品	医薬品使用対象動物	使用禁止用途
クロラムフェニコール	対象動物	食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用
クロルプロマジン	対象動物	食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用
ゲンチアナバイオレット	対象動物	食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用
メトロニダゾール	対象動物	食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用

## 別記様式第1号（第3条及び第7条関係）（令3農水令10・一部改正）

出荷禁止指示書	
年 月 日	
指示に係る動物の所有者又は 管理者の住所及び氏名	
獣医師の住所及び氏名	
動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令第3条及び第7条の 規定に基づき、下記の動物は食用に供するために出荷してはならないこと を指示する。	
記	
1 指示に係る動物の種類及び頭羽尾数	
2 指示に係る動物の名号、性、年齢又は特徴	
3 指示年月日及び使用動物用医薬品名又は使用医薬品名	
指 示 年 月 日	使用動物用医薬品名又は使用医薬品名
年 月 日	
4 参考事項	

## 備 考

- 1 指示に係る動物の名号、性、年齢又は特徴の欄には、指示に係る動物の個  
体又は集団が特定できるよう必要な事項を記載すること。
- 2 参考事項の欄には、獣医師がその直接の指揮監督の下にその診療に係る動  
物の所有者又は管理者に動物用医薬品又は医薬品を投与させる場合に、当該  
動物用医薬品又は医薬品の品名、用法及び用量並びに当該動物用医薬品又は  
医薬品を投与すべき時期を記載すること。



別記様式第2号 (第5条関係) (令3農水令10・一部改正)

出荷制限期間指示書

年 月 日

指示に係る動物の所有者又は  
管理者の住所及び氏名

獣医師の住所及び氏名

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令第5条の規定に基づき、下記のとおり指示する。

記

- 1 指示に係る動物の種類及び頭羽尾数
- 2 指示に係る動物の名号、性、年齢又は特徴
- 3 指示年月日及び出荷制限期間

指 示 年 月 日	食用に供するために出荷してはならない期間	
	動 物	生 産 物
年 月 日	月 日 まで	月 日 (時) まで

4 参考事項

備 考

- 1 指示に係る動物の名号、性、年齢又は特徴の欄には、指示に係る動物の個体又は集団が特定できるよう必要な事項を記載すること。
- 2 参考事項の欄には、獣医師がやむを得ない事由により、その直接の指揮監督の下にその診療に係る動物の所有者又は管理者に動物用医薬品を投与させる場合に、当該動物用医薬品の品名、用法及び用量並びに当該動物用医薬品を投与すべき時期を記載すること。

## 附則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前にしたこの省令による改正前の動物用医薬品の使用の規制に関する省令（以下「旧省令」という。）第一条に規定する医薬品（次条において「医薬品」という。）の使用に係る法第八十三条の四第一項の使用が遵守すべき基準については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前に旧省令第四条の規定に基づき行われた医薬品の使用に係る措置については、なお従前の例による。

第四条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類については、なお従前の例による。

第五条 この省令の施行の際現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第六条 この省令の施行後六月を経過する日までの間に、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列する動物用医薬品に係る動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第七号）第七十一条第七号及び第七十六条第四号で定める事項の記載については、なお従前の例によることとされる事項に係るこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 この省令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則

(平成二五年一〇月二一日農林水産省令第六八号)

抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則

(平成二六年一〇月六日農林水産省令第五四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則

(平成二六年一二月一〇日農林水産省令第五七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則

(平成二六年一二月一八日農林水産省令第五八号)

抄

(施行期日)

第一条 この省令は、薬事法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

附則

(平成二七年四月二八日農林水産省令第四六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則

(平成二七年六月一六日農林水産省令第六一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則

(平成二七年一〇月九日農林水産省令第七七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則

(平成二八年三月一八日農林水産省令第一三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則

(平成二八年六月六日農林水産省令第四四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則

(平成二八年九月一六日農林水産省令第五六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則

(平成二九年三月二九日農林水産省令第一九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則

(平成二九年四月二五日農林水産省令第二七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則

(平成二九年八月八日農林水産省令第五一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則

(平成二九年十二月二六日農林水産省令第六八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成三〇年四月二五日農林水産省令第三〇号)  
この省令は、公布の日から施行する。

- 2 この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までに販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列する塩酸ロメフロキサシンを有効成分とする点眼剤に対する動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百七十一条第八号の規定の適用については、なお従前の例によることができる。
- 附 則 （平成三〇年五月一四日農林水産省令第三二二号）  
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 （平成三〇年六月二九日農林水産省令第四二二号）  
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 （平成三〇年八月三日農林水産省令第五二二号）  
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 （平成三〇年十一月五日農林水産省令第七二二号）  
この省令は、公布の日から施行する。
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までに販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列するブレドニゾロンを有効成分とする注射剤に対する動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百七十一条第八号の規定の適用については、なお従前の例によることができる。
- 附 則 （平成三〇年十一月二九日農林水産省令第七四二号）  
この省令は、平成三十年十二月二十九日から施行する。
- 2 この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までに販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列するメタスルホ安息香酸デキサメタゾンナトリウムを有効成分とする注射剤及びリン酸デキサメタゾンナトリウムを有効成分とする注射剤に対する動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百七十一条第八号の規定の適用については、なお従前の例によることができる。
- 附 則 （平成三〇年二月二二日農林水産省令第八〇号）  
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 （令和元年八月一九日農林水産省令第二六号）  
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 （令和二年四月三日農林水産省令第三〇号）  
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 （令和二年十一月五日農林水産省令第七六号）  
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 （令和三年三月二二日農林水産省令第一〇号）  
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 （令和三年四月二二日農林水産省令第二八号）  
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 （令和三年九月一六日農林水産省令第五四号）  
この省令は、公布の日から施行する。
- （施行期日）
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までに販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列するキシラジンを有効成分とする注射剤に係る動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百七十一条第八号の規定の適用については、なお従前の例によることができる。
- 附 則 （令和三年二月二八日農林水産省令第七一七号） 抄  
（施行期日）
- 第一条 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 （令和四年四月六日農林水産省令第三五号）  
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 （令和四年十一月二四日農林水産省令第六五号）  
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 （令和四年二月八日農林水産省令第七二二号）  
この省令は、令和五年一月一日から施行する。
- 附 則 （令和五年一月六日農林水産省令第一号）  
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 （令和五年二月一〇日農林水産省令第七号）

1 (施行期日)  
この省令は、公布の日から施行する。

2 (経過措置)  
この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までに販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列するナナフロシンを有効成分とする外皮塗布剤に係る動物用医薬品等取締規則(平成十六年農林水産省令第百七号)第百七十一条第八号の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和五年九月二二日農林水産省令第四六号)  
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

第二条 この省令の施行の前日に製造販売されたニフルスチレン酸ナトリウムを有効成分とする薬浴剤を販売し、又は授与する場合には、動物用医薬品等取締規則(平成十六年農林水産省令第百七号)第百七十一条第八号に規定する事項の記載は、「使用基準の定めるところにより使用すること」と記載された書面を当該薬浴剤を購入し、又は譲り受けようとする者に対して交付することをもつてこれに代えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までに販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列するニフルスチレン酸ナトリウムを有効成分とする薬浴剤に係る同号の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和六年一月一五日農林水産省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年四月二一日農林水産省令第二六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年五月八日農林水産省令第二九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年五月三〇日農林水産省令第三一号)

この省令は、公布の日から施行する。